

事業契約管理プラットフォーム操作実習会

(打合簿、検索、参照の仕方)

No.	ご質問	JICA回答	日付
1	効力発生日の利用方法を説明して下さい。	効力発生日は、その打合簿の内容が適用され、効力が発生する日付です。 通常は、事前協議の完了日が自動で入りますが、遡る日付が必要な場合はそちらを入力していただく運用を想定しています。 <b>基本的には、効力発生日は事前協議完了時点の日付となりますので、空欄としてください。やむを得ない事情によりバックデートが必要となった際は、JICA側担当者へ協議の上、設定してください。</b>	11/27
2	打合簿画面の添付ファイルは5スロットでは足りない可能性があります。	現時点では5つの添付が出来るようにセットしているため、PDF等でまとめていただく運用で想定しています。もっと数を増やすべきというような御意見がありましたら、要望として御連絡いただけると幸いです。	11/27
3	打合簿を添付し、差し戻しがあり、修正版を添付し、古いものを削除していくと、古い打合簿はどこから閲覧可能になりますでしょうか。	差戻で、古いファイルをプラットフォームから削除した場合は、閲覧できなくなります。ファイル①～⑤の格納BOXもご活用ください。最終版は、必ず「打合簿」の格納BOXに添付をお願いします。 *ファイル名は【参考・決裁旧版】等の名称の記載をお願いします。	11/27
4	打合簿の有効日と発効日が異なる場合があるという理解でよろしいでしょうか。	異なることもあります。バックデート等が必要な場合には、異なる想定です。	11/27
5	今回の業務フローDXに伴い、打合簿のフォームは変更されるのでしょうか。 (従来フォームの「押印」「承認日」は、新フローではそれぞれ「廃止」「打合簿有効日」となるのでしょうか)	従来フォームの押印、承認日は、プラットフォーム上で保存されることになるため、打合簿のフォーム上では今後入力しないこととなります。そのため、フォーム上から削除することも想定していますが、プラットフォームの本格導入までのタイムラグや、障害発生時の運用の観点からは、残しておく必要性もあり、現時点でのフォームの変更は想定していません。将来的には削除する可能性もあります。	11/27
6	打合せ簿の最終版は、エクセルでやり取りするのでしょうか。	最終版も、エクセルで最後載せていただく予定です。PDF化をしなくてはならないというわけではありません。プラットフォーム上に格納したエクセルは、編集できないようにしております。	11/27
7	チャットについて質問です。ファイル添付の可否を「可」にしたため、ダミーの打合簿は添付できました。しかし、打合簿にも添付書類があるため添付しようとしたのですが、それは添付することができませんでした。チャットを送信する際には、ファイルの添付は複数はできないということでしょうか。	一つのチャットの送付で添付できるファイルは一つです。現時点では、複数送付する場合は、チャットを複数お送りいただくようお願いします。	11/27

事業契約管理プラットフォーム操作実習会

(打合簿、検索、参照の仕方)

No.	ご質問	JICA回答	日付
8	連絡・相談スレッドについて、最下段の「送信ボタン」をクリックしましたが、「送信不可」と表示されてしまいました。付加コメントは「編集可能なステータスではないため送信できません」とのことです。同様の事象が発生するか否か不明なので、一応お伝えいたします。	「送信不可」は、送信後に必ず表示されるので、問題ございません。承認ステータスがJICA側にある場合（事業部門確認中、調達部門確認中など）は、「送信不可」となります。送っていただきましたら、承認ステータスが変更されますので、今しばらくお待ちいただけます。画面を更新してくださいませ。	11/27
9	スレッドを作成し、打合簿を添付をしました。その後、送信画面は出ませんが、これで、JICA側担当者様にスレッドは送信されているのでしょうか。	チャットの作成を押下していただければ、JICA側担当へ送付されます。なお、打合簿の添付を行う事前協議は、関連手続きの中の打合簿の事前協議のフローで対応します。後ほどそのフローを説明をします。	11/27
10	ご説明にありましたチャットの追加とは契約ごとの登録者（4アカウント）以外の者を追加できるということでしょうか。	プラットフォーム上でのチャットの追加・入力は登録者のみです。他方で、チャットや各種申請の内容をCCとしてメールで受け取る方をアカウント申請時に登録が可能です。こちらはプラットフォームにログインする方以外にも追加可能です。	12/17
11	1メールに1アカウントのみを設定できるというのは、契約ごとに、という理解でよろしいですか。	アカウントは、一人（一メールアドレス）に一つ発行します。このため、何かの契約で一つアカウントを持っている方は、他の契約にも同じメールアドレスを紐づけて同じアカウントでログインして頂きます。 一契約ごとに4名分の新規アカウントを提供します。既にアカウントを持っている方、新規のアカウント発行者を併せて5名迄、該当する契約をPF上で操作できるようになります。	12/17
12	JICA側からのチャットは届いておりますが、チャット追加のお知らせメールは届いていません。こちらは問題ないのでしょうか。	大変申し訳ございませんが、チャット追加からチャット追加のお知らせメール受領まではタイムラグがございます。	12/17
13	本日初めて操作実習参加させていただいています。 本日の録画を共有いただけないでしょうか。 Teamsの調子が悪く、操作練習ができませんでした。	事業・契約管理プラットフォーム上のお知らせにて、操作実習会の各回の動画リンクを掲載しております。本日の動画も近日中にお知らせ欄でリンクを共有しますので、そちらからご確認いただけますと幸いです。社内で共有する場合は、プラットフォームにログインできる方にURLの共有を依頼して下さい。	12/17
14	打合簿を送信/返信する際にコメントを記載したい場合は、受注者側は備考欄に記載すればいいのでしょうか。	ご認識の通りです。備考欄に日付と名前を記載いただいたうえで、コメントいただくなどして、ご活用ください。	12/17
15	説明の中で直接開くと聞きましたが、メール内の”確認する”を押すとログイン画面が開くので不便です。	一度ログインいただいた後、一定期間を過ぎるとログアウトされますので、再度ログインをしてご利用ください。	12/17

事業契約管理プラットフォーム操作実習会

(打合簿、検索、参照の仕方)

No.	ご質問	JICA回答	日付
16	事業・契約管理プラットフォームに入れない人は動画見られないのでしょうか。	事業・契約管理プラットフォーム上のお知らせにて、操作実習会の各回の動画リンクを掲載いたしますが、こちらのリンクを社内の皆様にご共有の上、ご視聴いただけますと幸いです。	12/17
17	弊社関係者は「事業・契約管理プラットフォーム」のアカウント登録が完了したとのメールを先ほど受信しましたが、ユーザー名とパスワードが分からずログインできません。実習には影響ないでしょうか。宜しくお願い致します。	初回ログインでは、AzureADB2Cでのサインアップ（IDとPWを自身で設定すること）が必要です。IDは特に、ご自身で設定が必要なのと、変更ができないため、記録を必ず取るようお願いいたします。 詳細の手順については次のリンク先の初回ログインマニュアルにてご確認くださいませと幸いです。 <a href="https://www.jica.go.jp/about/announce/notice/_icsFiles/afieldfile/2024/11/07/external_login.pdf">https://www.jica.go.jp/about/announce/notice/_icsFiles/afieldfile/2024/11/07/external_login.pdf</a>	1/21
18	本体契約と同時に本邦研修・招へい契約を締結するケースについてお伺いします。この場合、プラットフォーム上では、2つの契約が別々に管理され、担当者に関しても、それぞれの契約で4アカウントずつ保有できることになるのでしょうか。	ご理解の通りです。同時に契約いただく場合、プラットフォーム上でも別々に管理されますので、それぞれの契約で4アカウントずつ新規申請が可能です。	1/21
19	案件毎に付与される4つについては、アカウントではなく、ライセンス、と理解しております。アカウントは、メールアドレスとID/PWに紐づいた1つのアカウントであり、1つのアカウントが複数のライセンスを保有できる、と理解しておりますが、正しいでしょうか。	改めて検討した結果、次のとおり整理します。 「アカウント」：PFを利用するためのアカウントを個人（メールアドレスとAzureADB2CでセットしたID/PWで特定される者）に付与します。各個人は、自身固有のアカウントを用いて、「契約データへのアクセス権」を有する複数の契約を閲覧・操作することができます。 「契約データへのアクセス権」：アカウント保有者がPF上の特定契約データを閲覧・操作できる権限のことです。アカウント保有者をPF上で特定の契約に紐づけることで付与されます。1契約当たり、5名分の「契約データのアクセス権」を付与します（5名のアカウント保有者が対象契約の操作することができます）	1/21

事業契約管理プラットフォーム操作実習会

(打合簿、検索、参照の仕方)

No.	ご質問	JICA回答	日付
20	<p>関連書類一式で、提出の際に、コンサルから提出したものは、アカウントを持つコンサル 関係者にはメールで届かないとの理解でよいでしょうか？</p> <p>「相談・スレッド」である程度協議・合意されたDarft版の書類を「関連書類一覧」で提出し、差し戻しの場合は関係者にメールが送付されていることが確認できました。一方で、コンサルから提出したものがコンサル関係者に共有されていないため、コンサル関係者が遠隔で作業している場合、書類の提出はプラットフォームにアクセスしない限り確認できないため、団内で報連相の体制が必要と考えているためです。</p>	<p>ご認識の通りです。</p> <p>なおメールの添付ファイルについて、JICA内のルールもあり、メールに添付できるサイズに限度があります。添付サイズの限度を超えた場合は、関係者に通知されるメールにファイルが添付されません。</p>	1/21